

令和6年度 民間提案型官民連携モデリング事業 よくいただくご質問

【シーズ・ニーズの提出先について】

Q. シーズ・ニーズの提出先はどこか。

A. こちらのメールアドレスまでお送りください。
E-mail : hqt-kanmin_renkei Σ gxb. mlit. go. jp
(メール送付の際は「Σ」を「@」に変えてください。)

※担当者（問合せ窓口と同じです）

国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課 大西、渡邊、長坂

TEL : 03-5253-8111 (内線 26-522、26-523、26-532)、03-5253-8981 (直通)

Q. シーズ・ニーズの提出最終期限はいつか。

A. 3月19日(火)です。締切時間は設定しておりません。

【シーズ・ニーズの提出方法について】

Q. 複数事業者による共同のシーズ提案は可能か。共同で提案するにあたっての基準等はあるか。

A. 可能です。また、共同で提案する際に満たすべき要件等は特に設定しておりません。

Q. シーズ提案は、維持管理会社やシステム会社等複数の企業の連名での提案も可能との理解でよろしいか。

A. 可能です。

Q. 複数自治体による共同のニーズ提案は可能か。

A. 可能です。

Q. シーズ提案を行う際に、事前に個別の自治体と事前調整をすることは問題ないか。

A. 事業の実現性の確認等の観点から、個別の自治体と事前調整を行っていただくことは問題ございません。(ただし、事前に自治体との調整を行うことは必須ではございません。)

Q. 複数の提案をすることは可能か。

A. シーズ、ニーズともに、一の提案者から異なる複数の提案をしていただいても問題ございません。

Q. 複数のテーマに応募は可能か。

A. 複数テーマへの応募は可能です。また、一つの提案が複数のテーマにまたがる提案も可能です。

Q. 本件は、昨年にも募集があり、現時点でも国交省のHPに民間事業者のシーズが公開されている。昨年度シーズ提案をして現在公開されている情報を、再度提出することも可能か。

A. 同内容での応募も可能ですが、地方公共団体の状況や反響等も踏まえたブラッシュアップ等があれば、おこなった上でご提出頂けると幸いです。なお、昨年度と様式が変わっておりますので、シーズ・ニーズ提出にあたっての留意事項をご確認の上、提出してください。提出にあたっては新様式をご利用ください。

なお、現時点でHP掲載しているシーズは今回のシーズ公開と合わせて削除します。

Q. 事前にニーズ提案の一部が公表され、それに対するシーズ提案を行えるとあるが、ニーズ提案段階で、国として先導性・汎用性・実現性等の条件に合致するニーズとそうでないものを、事前に選別することは行わないのか。

A. ニーズ提案については、「シーズ・ニーズ提出にあたっての留意事項」を踏まえたものであれば、原則として全て公表予定です。

Q. 令和5年度に採択された4業務（インフラ運営等に係る民間提案型「官民連携モデリング」業務（その1～その4））の調査結果について提案締切までに一部でも公表いただくことは可能か。

A. 令和5年度の調査結果については、調査が完了していないため、公表予定はございません。

Q. 様式1②提案の概要に、『公表可能な内容にしてください』と注記されているが、特許出願予定の内容等により、非公表とすることは可能か。

A. 様式1には、公表可能な内容のみご記載ください。

Q. 様式1②提案の概要に、『別途参考資料の提出は受け付けません』と注記されている。一方、令和5年度のHP公表資料では、参考資料が添付公表されている提案も見受けられる。今年度については、別途参考資料は提出できない（様式1を1～2枚でまとめる）との理解でよいか。

A. ご認識の通りです。今年度は、提案内容を様式1に1～2枚にまとめて提出してください。別途参考資料は受け付けておりません。

Q. シーズ提案者の民間事業者は、シーズを直接解決可能な建設・土木関連企業やメンテナンス企業を想定しており、コンサル会社はシーズ提案者になり得ないのではないか。

A. シーズ提案において、業種等の制限は設けておらず、コンサル会社もシーズ提案可能です。例えば、建設・土木関連企業やメンテナンス企業等を統括マネジメントする立場でのシーズ提案が考えられます。

Q. 他社が開発したアプリを使う提案の場合、そのアプリを開発した会社との連名での応募は必須か。

A. 連名での応募は必須ではありませんが、例えば、提案する官民連携手法を用いた事業の実現にあたり、他社開発アプリの改修を伴う等、開発会社の取組への関与が必要である場合には、連名での応募が望ましいと考えています。

Q. 提出資料の形式、サイズの制限はあるか。

A. 提案に当たっては、該当する様式を必ず使用し提出をお願いします。

なお、一定の容量以上のファイルについては、メールを受信できない可能性があります。添付ファイルが10MBを超える場合には、軽量化していただくか、別途ファイル転送サービスなどをご利用の上、提出願います。国土交通省よりアップロード用のURLを発行させていただくことも可能です。

Q. 「インフラの維持管理・修繕等」のテーマに関して、「利用料金を徴収しないインフラ」を対象と記載されているが、収益事業も含め一体的に道路等の管理を行う方法が効率的な場合は、収益事業を含んだ提案も可能か。

A. 可能です。

Q. 鋼製インフラ建造物の予防補修に対する提案でもよいか。

A. 補修技術に関するそのものの提案は受け付けておりませんが、国土交通省が所管する分野（道路等）に関する官民連携の新たな事業スキームや、新技術等の活用による従来スキームの改善手法の提案であれば問題ございません。

【応募資料の取扱いについて】

Q. 提案内容を国土交通省HPに掲載する目的は何か。

A. 意欲的なシーズ提案や自治体のニーズを相互に理解し、相互のつながりの機会を提供することで、官民連携の取組を進める契機とすることを目的に、公表させていただくものです。

【アピールタイムの実施方法について】

Q. アピールタイムはどのような目的で実施されるのか。

A. 官民の提案者に、マッチングの機会を提供することを目的に実施するものです。

Q. アピールタイムはどのように実施されるのか。民間ノウハウの流出の観点から、広く一般に開かれた形での実施は望ましくないと考えている。

A. アピールタイムについては、現在その実施方法の詳細は検討中であるため、詳細が決定次第、ご案内いたします。民間事業者の発表への視聴参加者を地方公共団体等に限定する場合等がございます。

Q. アピールタイムは、様式1・2を用いてのプレゼンテーションになるのか。それとも、別途、プレゼン資料の作成が可能か。

A. アピールタイムにおいては、様式1・2を用いても、それ以外のプレゼン資料や参考資料を使用いただいても問題ございません。

Q. 「官民マッチング促進」は国土交通省を通して実施されるものか。

A. 提案者が自らの提案をプレゼンするアピールタイム（オンライン予定）を国土交通省の主催で実施し、各提案者及びアピールタイム参加者の官民マッチングを促進します。

【モデル事業の実施について】

Q. 「優良なシーズ提案については、国からの調査委託により、民間提案に基づく新たな官民連携手法についての構築・導入検討をニーズ提案者などの地方公共団体におけるケーススタディとして実施予定です（15件程度を想定）。」とあるが、モデル事業の対象となるシーズ提案については、どのように選定されるのか。

A. 調査委託先の選定にあたっては、テーマに対する提案の先導性・汎用性・実現性（導入検討先地方公共団体の存在）等を考慮し、15件程度採択する予定です。また、今回の募集（令和6年2月1日募集開始）でシーズ提案を行った提案者には、提案内容に応じて加点評価する予定です。

Q. シーズ提案者には、提案内容に応じて加点評価する予定とあるが、どのような加点か。

A. 後日詳細をご案内しますので、現時点では未確定ですが、例えば、アピールタイムにおいての地方公共団体から反響等について加点することを考えております。

Q. 「国からの調査委託」とあるが、具体的に何をすることが求められているのか。

A. ご提案頂いたシーズ提案について、地方公共団体への具体的な導入検討を実施していただきます。

Q. 「国からの調査委託」について、令和6年度内に事業化まで実現することが求められるのか。

A. 必ずしも令和6年度内の事業化までを求めるものではありません。スケジュール等については、導入検討先の地方公共団体とも相談しながら進めることとなります。

Q. 「国からの調査委託」における地方公共団体への導入検討については、1自治体に限られるのか。複数自治体における導入検討を実施しても問題ないか。

A. 予算の範囲内で実施可能であれば、複数自治体で実施していただいても問題ございません。

Q. 「国からの調査委託」はコンサルタントに発注するのか、シーズ提案を行った民間企業か、自治体か。

A. 原則として、シーズ提案を行った民間事業者と契約することを想定しております。

なお、地方公共団体への導入検討ノウハウがない場合に、コンサルタントに一部業務を委託したいなどのご相談があれば、事前にお知らせください。

なお、調査委託先の選定方法等については後日詳細をご連絡予定です（5月頃に実施予定）。

Q. モデル事業として選定されるには、アピールタイムにおける自治体とのマッチングが必要か。

A. アピールタイムにおけるマッチングは必須ではありません(その場合、委託調査業務の中で、検討対象となる地方公共団体の選定等も、国土交通省と連携・協働しながら進めることとなります)。ただし、調査委託先の選定にあたっては、テーマに対する提案の実現性(導入検討先地方公共団体の存在)等を考慮する予定です。

Q. モデル事業の導入検討を行う自治体はどのように決定するのか。

A. アピールタイムにおけるマッチング状況なども勘案し、シーズ提案者とも相談の上、決定させていただく予定です。

以上